

三重県電話医療通訳サービス利用規程

(目的)

第1条 在住外国人の増加に伴い、三重県内において、急な病気やけが等により、医療機関が診察・治療等の業務を円滑に行えるよう、三重県（以下「県」という。）は、医療スタッフと日本語能力が十分でない外国人等の患者（以下「外国人患者」という。）とのコミュニケーションをサポートする医療機関向けの電話医療通訳サービス事業を実施する。

(サービス要領)

第2条 電話医療通訳は以下の要領で実施する。

- (1) 電話医療通訳サービスは、登録機関からの依頼に対して行うものとし、外国人患者からは依頼できないものとする。
- (2) 電話医療通訳サービスは、医療機関従事者と外国人患者との間での通訳にのみ利用できるものとし、医療機関従事者以外の第三者と外国人患者との通訳は行わない。
- (3) 対応期間、対応言語及び対応時間は以下のとおりとする。
 - ・対応期間：令和2年8月1日から令和3年3月31日まで（8か月間）
 - ・対応言語：18言語（ポルトガル語、ベトナム語、中国語、韓国語、フィリピン語、スペイン語、インドネシア語、タイ語、英語、ネパール語、ミャンマー語、マレー語、クメール語、モンゴル語、ロシア語、フランス語、ドイツ語、イタリア語）
 - ・対応時間：毎日24時間
- (4) 電話医療通訳サービスの提供枠は月300分とし、1医療機関あたりの利用枠は30分程度とする。なお、医療機関の登録状況により変更できるものとする。
- (5) 登録機関は、電話医療通訳サービスを利用するに当たり、電話医療通訳サービスを利用することについて、事前に口頭又は書面で、外国人患者による同意を得なければならない。
- (6) 登録機関は、電話医療通訳サービスを利用する際には、サービス提供者（受託者）に登録機関名・所属部署・氏名・通訳言語を伝えるものとする。
- (7) 県及び受託者は、電話医療通訳サービスにおける通訳過誤等について、登録機関及び外国人患者に対して賠償の責任を負わないものとする。

(利用登録)

第3条 電話医療通訳サービスの利用を希望する県内の医療機関は、「三重県電話医療通訳サービス利用登録書」（様式1）をサービス利用の3営業日前に電話医療通訳サービス運営業務の受託者（以下「受託者」という。）に提出し、登録の申請を行うものとする。

(登録機関の役割)

第4条 前条に定める利用登録をした医療機関（以下「登録機関」という。）は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 電話医療通訳サービス利用にあたって、外国人患者に対して同意確認を行うこと。
- (2) 電話医療通訳サービスを円滑に実施するため、県及び受託者に協力すること。

(サービス登録料金)

第5条 電話医療通訳サービスの登録料金は下記のとおり定める。なお、登録料金は、サービスの利用がない場合も発生する。

- (1) 利用期間が6か月を超える場合（令和2年8月～9月に登録の場合）

期間総額 15,000円

- (2) 利用期間が3か月を超え6か月以下の場合（令和2年10月～12月に登録の場合）、

期間総額 10,000円

- (3) 利用期間が3か月以下の場合（令和3年1月～3月に登録の場合）

期間総額 5,000円

- 2 1医療機関あたりの利用枠（月30分）を超えた場合は、1分毎に220円の超過料金を請求する。ただし、同月において全登録機関のサービス利用が提供枠（月300分）を超えない場合はその限りでない。なお、通話料は医療機関の負担とする。
- 3 サービス登録料金は、利用開始月の翌月に一括請求、超過料金は、発生した月の翌月に請求するものとし、受託者からの請求に基づき登録機関が支払う。

(守秘義務)

第6条 県及び受託者は、電話医療通訳サービス業務を行う上で知り得た業務上の情報を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。また、個人情報の取り扱いについても同様とする。

- 2 登録機関は、電話医療通訳サービスを利用する上で知りえた情報を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。また、個人情報の取り扱いについても同様とする。

附則

第1条 本規程は、令和2年5月18日から施行する。

第2条 本規程は、令和2年9月29日から改定する。